

N I S A 制度（少額投資非課税制度）の概要

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、N I S A（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてN I S A」を創設。

	一般N I S A	(いずれかを選択)	つみたてN I S A
年間の投資上限額	120 万円 <small>(平成26・27年は100万円)</small>		40 万円
非課税期間	5 年間		20 年間
口座開設可能期間	10 年間 <small>(平成26年(2014年)～令和5年(2023年))</small>		20 年間 <small>(平成30年(2018年)～令和24年(2042年))</small>
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等		積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り)</small>
投資方法	制限なし		契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <p style="text-align: center;">10 年間</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <p style="text-align: center;">20 年間</p> <p style="text-align: right;"><small>(一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施)</small></p> </div> </div>		